

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、生活保護システムの特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

2026/3/18

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。ただし、外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。なお、特定個人情報は、次の事務で使用する。 ①保護の決定及び実施に関する事務 ②就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 ③被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ④保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑥医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑦医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑧医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※なお、⑥～⑧については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 福祉情報システム 3. 共通基盤システム(庁内連携システム) 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバーシステム 6. 医療保険者等向け中間サーバー等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 2. 番号法別表第23号及び第95号 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第10号) 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 (照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125の項 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局くらし支援課(計画管理書の「担当部署」欄に記載する部署名と同じもの)
②所属長の役職名	課長(保護担当)
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	地域協働局市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉局くらし支援課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。複数人での確認を行ったうえでマイナンバーの紐づけを行うこと。マイナンバーを直接入力する場合は、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認すること。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関名	神戸市	神戸市長	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成29年4月1日	事務の名称	生活保護の決定及び実施事務、就労自立支援金給付、中国残留邦人等支援給付の決定及び実施事務。	生活保護の決定及び実施事務、就労自立支援金給付、中国残留邦人等支援給付の決定及び実施事務、生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取り扱いに準じて行う保護の決定及び実施事務	事前	重要な変更
平成29年4月1日	事務の概要	生活保護法及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、	生活保護法、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、	事前	重要な変更
平成29年4月1日	特定個人情報ファイル名	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル	生活保護、外国人生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル	事前	重要な変更
平成29年4月1日	個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第15号、第2号及び第63号	番号法第9条第1項 別表第一 第15号、第2号及び第63号、神戸市番号条例 別表第2第11の項	事前	重要な変更
平成29年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	番号法第19条第7項 同法別表第二第26号、第86号、第87号	番号法第19条第7項 同法別表第二第26号、第86号、第87号、委員会規則第4条第1項に基づく届出	事前	重要な変更
平成29年4月1日	担当部署	保健福祉局総務部保護課	保健福祉局生活福祉部保護課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成29年4月1日	所属長	保護課長 八乙女悦範	保護課長 長村信幸	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成29年4月1日	しきい値判断の時点	平成27年7月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成30年4月1日	しきい値判断の時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	事務の名称	生活保護の決定及び実施事務、就労自立支援金給付。	生活保護の決定及び実施事務、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給。	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	事務の概要	また、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して「就労自立給付金」を支給する。	また、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して「就労自立給付金」を、大学等に進学する者に対して「進学準備給付金」を支給する。	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	リスク対策	-	項目新設	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	所属長の役職名	保護課長 長村信幸	保護課長	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月1日	しきい値判断の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	担当部署	保健福祉局生活福祉部保護課	福祉局保護課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	請求先	保健福祉局生活福祉部保護課	市長室広報戦略部 市民情報サービス課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	連絡先	保健福祉局生活福祉部保護課	福祉局保護課	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和2年4月1日	しきい値判断の時点	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和3年10月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	番号法第19条第7項 同法別表第二第26号、第86号、第87号、委員会規則第4条第1項に基づく届出	番号法第19条第8号 同法別表第二第26号、第86号、第87号、委員会規則第4条第1項に基づく届出	事後	重要な変更 番号法 別表2の修正に伴う提供先の追加及び条ずれへの対応。
令和5年12月1日	表紙	評価書名 神戸市生活保護等システム 基礎項目評価特記事項 ・神戸市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、住民の利便の増進と神戸市内の行政の合理化に資するため、本人確認等を行うため、法令等で求められている必要最小限の情報のみを保有する。 ・内部による不正利用防止のため、パスワードによる操作者を限定し、追跡調査のためにコンピューターの使用記録を保存し、個人番号項目に対し暗号化する対策を講じている。	評価書名 生活保護に関する事務 基礎項目評価書特記事項 -	事前	重要な変更と時期を同じくする変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	I 関連情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 生活保護の決定及び実施事務、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、中国残留邦人等支援給付の決定及び実施事務、生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施事務 ②事務の概要 生活保護法、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長するものである。 また、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して「就労自立給付金」を、大学等に進学する者に対して「進学準備給付金」を支給する。	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 生活保護に関する事務 ②事務の概要 生活保護に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち生活保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。ただし、外国人に対しては、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。なお、特定個人情報は、次の事務で使用する。 ①保護の決定及び実施に関する事務 ②就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 ③被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ④保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ⑤生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑥医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑦医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑧医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※なお、⑥～⑧については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	I 関連情報	③システムの名称 生活保護システム	③システムの名称 1. 生活保護システム 2. 福祉情報システム 3. 共通基盤システム(庁内連携システム) 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバーシステム 6. 医療保険者等向け中間サーバー等システム	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	I 関連情報	2. 特定個人情報ファイル名 生活保護、外国人生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一 第15号、第62号及び第63号、神戸市番号条例 別表第2第11の項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 番号法第19条第8号 同法別表第二第26号、第86号、第87号、委員会規則第4条第1項に基づく届出 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 福祉局保護課 ②所属長の役職名 保護課長	2. 特定個人情報ファイル名 生活保護ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 2. 番号法別表第一第15号 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第10号) 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1. 番号法第19条 別表第二(第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項) 2. 個人情報保護委員会規則第4条第1項に基づく届出 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 福祉局くらし支援課 ②所属長の役職名 課長(保護担当)	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	I 関連情報	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先 市長室広報戦略部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 福祉局保護課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先 市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 福祉局くらし支援課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和5年12月1日	しきい値判断の時点	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
令和6年6月16日	I 関連情報	②事務の概要 ②就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する事務	修正なし	事前	就労自立給付金の拡充があったが、事務として当該文言に含まれるものとして加筆修正不要なことを確認した。
令和8年2月26日	I 関連情報 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 2. 番号法別表第一第15号 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第10号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 2. 番号法別表第23号及び第95号 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第10号)	事後	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月26日	I 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条 別表第二(第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項) 2. 個人情報保護委員会規則第4条第1項に基づく届出	(提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 (照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125の項 番号法第19条第9号	事後	法改正による
令和8年2月26日	I 関連情報 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	地域協働局市民情報サービス課	市長室市民情報サービス課	事後	組織名称の変更による
令和8年2月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 十分である 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。複数人での確認を行ったうえでマイナンバーの紐づけを行うこと。マイナンバーを直接入力する場合は、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認すること。	事後	様式変更による追加
令和8年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 2. 番号法別表第23号及び第95号 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第10号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 2. 番号法別表第23号及び第95号 3. 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第10号) 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表第1項	事後	法改正による